

8、永島聯合自衛車村友會推挙臨時入卒六月二十二日恩給の件
第一回に於て議さるる事

9、本所警察署が永島聯合自衛車村友會推挙に際し懸念の旨を
意見の對し支障あるものなり

余金の本會推挙支障論に答へるに至りたる御本會推挙の
員は諸君各答に據りて資金五百圓を餘裕しりて支障心懸
り、永島自衛車村友會推挙臨時入卒六月十二日以前の關於推
挙

十三、懇求對件

六月十五日迄諸君書を交與し了懇求あり

又餘果、福岡自衛車推挙臨時入卒六月十三日以前の關於推
挙、前所警察署が後述返式を踏違し了諸君を鑑り懇求を對し
返りて對應せしりし事、懇求を對し了りて對應せしりし事、
懇求を對し了りて對應せしりし事、懇求を對し了りて對應せしりし事、

法人 財團 協調會 福岡出張所

はる社員積立金に對しては之を承認せざるものに付同積
立金に對しては責任を負はざるものとす。

- (従業員側) 徳田 鐵治 外十七名
- (會社側) 大塚 三代作
- (立會人) 田村 正三郎

法人 財團 協調會 福岡出張所